

鉄骨工事 Q&A	その他	製作工場看板	制定	2012年9月1日
			改訂	2024年5月1日

Q. 現場に鉄骨製作工場名の表示板を設置する義務はあるか？

A.

鉄骨工事の品質確保を図るための一環として、平成4年に住指発第347号通達が出され、鉄骨製作工場名の掲示が義務付けられました。

平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により国から地方公共団体へ発していた拘束力のある「通達」は、「通知」となっていますが、掲示自体は問題があるものではないので継続されているのが現状です。

なお、東京都では鉄骨製作工場の表示板を掲示し、掲示看板の写真を提出するよう指導しています。また、愛知県も令和6年度の鉄骨工事の取扱い要領で、同様に指導しています。これは、鉄骨製作者としての責任を明らかにし、鉄骨の適正な品質の確保を図ることを目的としています。

参考として、平成4年住指発第347号通達に記載されている様式を下に示します。

表示板の様式  
鉄板、プラスチック板その他にこれらに類するものとし、下地は白色とし文字は黒とする。

様式1: 複数の工場の場合

鉄 骨 製 作 工 場 名 表 示			
鉄骨製作工場名	代表者名	所在地	認定番号

↑ 35cm程度 ↓

← 45cm程度 →

様式2: 単独の工場の場合

鉄 骨 製 作 工 場 名 表 示	
鉄 骨 製 作 工 場 名	-----
代 表 者 名	
所 在 地	
認 定 番 号	

↑ 35cm程度 ↓

← 45cm程度 →

出典

- ・東京都防災・建築まちづくりセンター監修  
建築工事施工計画書等の報告と建築材料試験の実務手引
- ・愛知県建築局建築指導課  
鉄骨造建築物品質適正化のための取扱い要領・同解説 令和6年4月